

# 道志村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

道志村通学路安全推進協議会

## 1. 目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き、関係機関の一層の連携を図り、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、道志村通学路安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置しました。

協議会では、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全対策の取組をより効率的かつ持続的に推進し、通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 構成

本会議は、次の関係機関で構成し、道志村教育委員会事務局を事務局として、通学路の安全推進に取り組んでいきます。

- ・山梨県富士東部建設事務所
- ・道志中学校 校長
- ・大月警察署警察官道志駐在所
- ・道志中学校 PTA
- ・道志小学校 校長
- ・道志村産業振興課
- ・道志小学校 PTA
- ・その他教育委員会が特に必要と認める者

## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして、繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

<通学路安全確保のための PDCA サイクル>



## (2) 合同点検

### ○合同点検の実施

- ・道志小学校通学路の合同点検を1年に1回実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

### ○合同点検の体制

学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を実施します。

## (3) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施内容を協議会で調整し、対応を検討します。

## (4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、学校、保護者等の意見を聴取し、対策効果の把握を実施します。

## (6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4. 対策箇所の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」を作成し、公表をします。